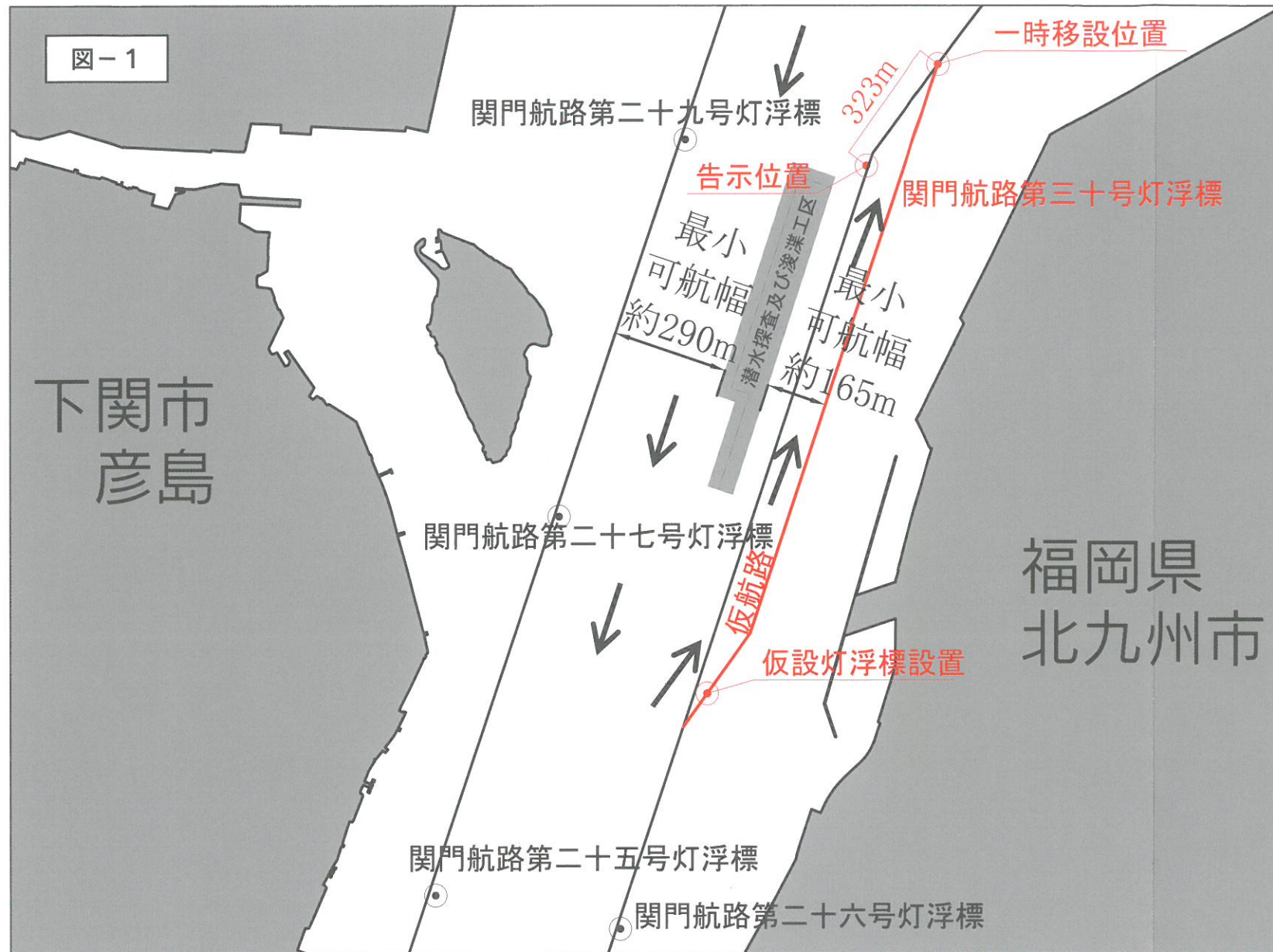


関門航路（大瀬戸～早鞆瀬戸地区）整備における工事区域両側分離通航のお知らせ

航路中央部の整備に伴い、工事区域両側の分離通航となります。これに先立ち以下のとおり「関門航路第三十号灯浮標」の一時移設及び仮設灯浮標の設置を実施しますので、付近を航行する船舶は十分な注意と工事への協力をお願い致します。

九州地方整備局 関門航路事務所 TEL 093-512-8098
 建設管理官室
 本資料は、以下のホームページでもダウンロードできます。
<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kanmon/>



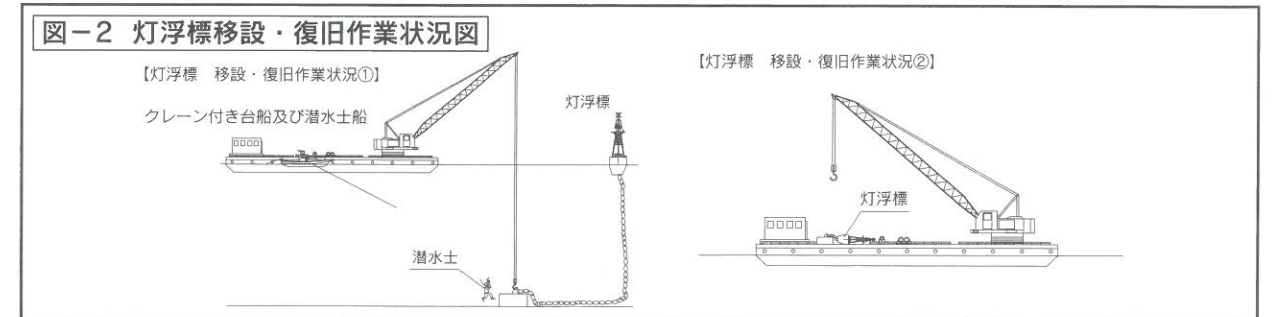
作業方法

- ・灯浮標やシンカーの設置や撤去の吊り上げ作業は、起重機船により行い、玉掛けや玉外しは、潜水士により行います。
- ・灯浮標及びシンカーは、起重機船上に仮置きして移動します。
- ・なお、灯浮標は起重機船が横抱きして移動する場合があります。

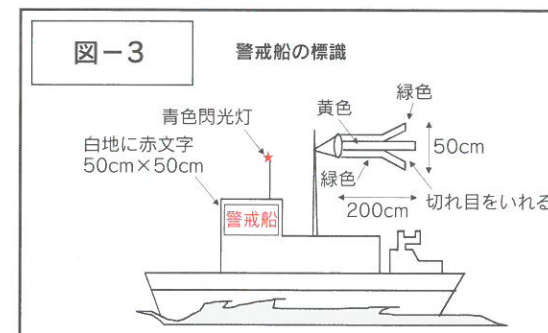
安全対策

- ・起重機船には、海上衝突予防法の規定による形象物（黒色：球形・菱形・球形）を掲げ、作業船アンカー設置位置には簡易ブイを設置します。
 - ・潜水士船には、海上衝突予防法の規定による国際信号旗（A旗）を掲げ、作業中であることを明示します。
 - ・作業船団の周辺に警戒標識（緑・黄・緑の吹き流し）を掲げた警戒船2隻を配備し、うち1隻には国際VHF無線を装備します。
- （図-3のとおり）

作業状況図



警戒船イメージ



作業情報

本工事に関するお問い合わせ先を以下に記載します。お問い合わせにあたっては、内容を正確に把握するため、可能な限り日本語でお願い致します。

既設灯浮標移設・復旧位置

名称	移設期間	移設位置	告示位置	備考
関門航路第三十号灯浮標	令和5年9月下旬～ 令和5年11月下旬	N 33° 56′ 24. 2″ E 130° 56′ 34. 9″	N 33° 56′ 15. 7″ E 130° 56′ 27. 5″	告示位置より35° 方向に 323mの位置

仮設灯浮標設置・撤去位置

名称	設置期間	設置位置	告示位置	備考
工所用仮設灯浮標	令和5年9月下旬～ 令和5年11月下旬	N 33° 55′ 31. 4″ E 130° 56′ 11. 0″	—	大瀬戸第三号導灯（前灯）の 北北西方約1.1キロメートルの 位置

※ 移設及び設置期間については、天候や工事進捗の状況により多少変わることがあります。

作業情報の提供、運航予定の連絡先等の問い合わせ先

関門支援業務室

TEL 093-342-7073 E-mail kanmonanzen@seikaibo.ecweb.jp
 FAX 093-342-7077 HP <https://www.seikaibo.ecweb.jp/kanmon/>